福井大学リポジトリ
UNIVERSITY OF FUKUI
REPOSITORY

いのちを尊ぶ人びと：貞享5(1688)年と元禄2(1689)年、生類憐み令請書雛形から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-03-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長谷川, 裕子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/10943

福井大学附属図書館所蔵「小島家文書」を読む（7）

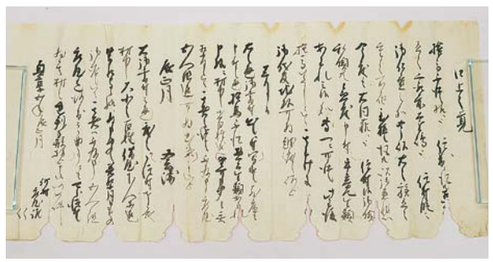
いのちを尊ぶ人びと―貞享5(1688)年と元禄2(1689)年、生類憐み令請書雛形から―

教育学部 准教授　長谷川（はせがわ）　裕子（やすこ）

現代を生きる我々は、地球上のあらゆる生物の「いのち」が、他の何にも代えがたく大事なものであることを至極当然のこととして承知している。たとえ、その「いのち」が簡単に奪われてしまう恐怖から、現在の我々がまったく脱することができないでいるとしても、「いのち」は不断の努力によって「守らなければならないもの」であることは知っている。しかし、慢性的な飢饉と、頻発する戦争の時代のなかで、「死」があまりにも身近で、当たり前のものであった江戸時代半ば以前の社会においては、「いのち」が失われることは「仕方のないこと」と捉えられていた。したがって、失われていく「いのち」に対する手当もほとんど講じられず、放置されていたのである。では、「いのち」を愛おしむ気持ち、すなわち「いのち」に対する見方が変化したのは、一体いつからなのだろうか。それは、村人同士が殺し合わないような仕組みを造り出した戦国時代以降、豊臣秀吉の全国統一にともなって進められてきた暴力発動の凍結（「惣無事令」）、さらには幕府や諸藩の飢饉への対応や、民政を中心とした幕藩政改革を通じて、徐々に人びとに浸透してきたと考えられている。そして、「いのち」をめぐる政策の集大成として発令された「生類憐み令」こそが、「いのち」を尊ぶ考えを根付かせた一つの画期となったのではないか、と捉えられているのである。福井大学附属図書館に所蔵されている「小島家文書」には、「生類憐み令」に関する文書が、数点ではあるが残されている。今回は、これらの文書から、江戸時代の人びとの「いのち」に対するまなざしを追ってみたい。

「生類憐み令」は、江戸幕府5代将軍徳川綱吉が発令したもので、小学校の教科書にも記載されているほどに有名な法令である。従来は「犬愛護令」としての側面が強調されたために、発令した綱吉が「犬将軍」と称されるなど、あまりよい政策とは捉えられてこなかった。しかし近年では、綱吉期の政治が再評価され、特に「生類憐み令」に対する評価も劇的に変化してきている（塚本学『生類をめぐる政治―元禄のフォークロア』講談社学術文庫、2013年）。具体的には後の文中で触れるが、「生類憐み令」とは、ただ一回発令された単発の法ではなく、実は20年あまりにかけて度々発令された一連の「生類憐み政策」であったこと、そして犬のみならず、生類全般に対する愛護を求めた法令であったことをまずは確認しておきたい。

さて、「小島家文書」を伝えた小島氏は、いわゆる大庄屋として居住する野中村（現坂井市三国町野中）周辺地域を「野中組」として管轄していたが、その小島家には、幕府からの命令を村々に伝え、それを承諾した旨を伝えた文書の控え等が伝来している。そのなかの一つに、貞享5（1688）年「生類憐み令請書雛形」がある（4720号文書。以下、「貞享請書」と略す。なお、「小島家文書」については目録番号のみを示す）。

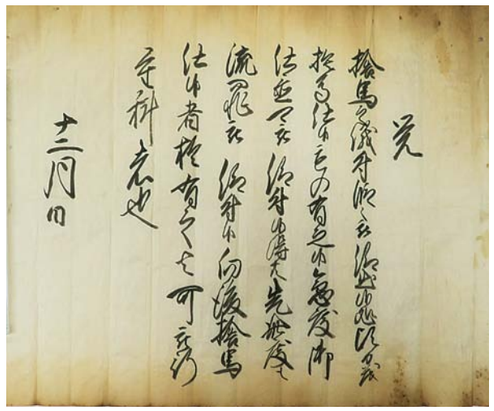


貞享5（1688）年5月　生類憐み令請書雛形（No.4720）

この「貞享請書」の内容は、「捨馬」についてである。前半部分には、貞享4（1687）年12月、捨馬をした者を「遠嶋」（流罪）に処すとし、その理由によっては幕領代官や藩領給主等も処罰することが明記されている。この幕府からの命令を受けて、現在は「惣じて生類あわれみ申す様に」命じているので、村人はこれを堅く守る様に、とのお達しが翌年1月に各村に届けられた。「小島家文書」には、幕府からの「書付」（命令）と、それを伝えた代官のお達しとともに、それを受け取った村が、法令を承った旨を村の役人の署判とともに申告した文書がセットになって写されている。この文書が「小島家文書」のなかに伝えられていることからは、「生類憐み政策」のうち「捨馬」禁止については、広く全国に発令された法令であったことがうかがえるとともに、幕府の命令を村が承ったことを申告する仕組みが整えられていたことを知ることができる。

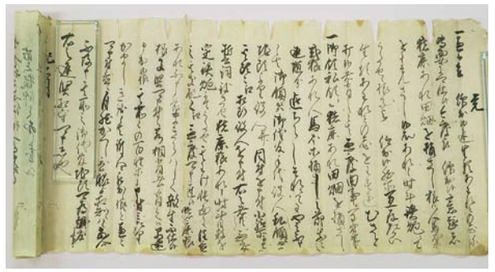
実は幕府は、これより以前の貞享4年1月に病人・病牛馬など、重病の生類を生きながらに捨てることを禁じる法令を発している（『御触書寛保集成』「飢人御救并施薬養生所等之部」2256文書。以下、『寛保』文書番号を記す。および『江戸町触集成』第2巻2545号文書。以下、『町触』文書番号を記す）。この法令からは、重病の生類を捨てることに躊躇がない当時の人びとの心性と、それを当たり前とする社会状況を知ることができるが、同時にその心性をなんとか変革しようとする幕府・将軍の強い意志も見受けられる。しかし、これまで長年にわたって蓄積されたものの見方は、そう簡単には変えられるものではない。そのため、法令後も病馬を遺棄する者に対して、幕府は同年4月、本来病馬を遺棄した者は死罪とすべきところだが、まずは減じて流罪とする、とした処罰例を示し、法令順守の徹底化を図っている（『御当家令状』484号文書、および『加賀藩史料』第4編）。「小島家文書」のなかに残されていた「貞享請書」の捨馬関係部分は、その処罰例を再通達したものである。

このように幕府は、他の生類に先んじて捨馬を死罪に値する行為として厳罰化し、同年12月には全国に向けて「捨馬禁令」（1034）を発令して、各村の高札場に掲示させることで周知させようとするほど、馬に対する対策を最優先させていたことが分かる（加賀藩では、翌年3月には領内各村に配布している〈『加賀藩史料』第四編〉）。犬愛護令として名高い生類憐み令は、実は病人病牛馬の遺棄への対応から始まった政策なのである。



（貞享4（1687）年）12月　捨馬禁令（No.1034）

一方、「小島家文書」にはもう一通、生類憐み政策に関する文書が現存する。元禄2（1689）年6月、兼ねてより人びとに求めていた「生類あわれみの志」にもとづき、猪鹿が田畑を荒らしたり、狼が人馬や犬等を襲ったりしない限り、鉄砲で撃ってはならないとしているにもかかわらず、法令に背いて撃つ者がいることを幕府が咎めている。そして、基本的には害をなす場合は追い払い、それでも止まないようなら役人に届け出てから「誓詞」を認めた上で駆除し、その理由を帳面に記すように命じている（4721、および『町触』2669号文書）。この命令に対しても、幕府は各村に承諾した旨を申告させる徹底ぶりであるが、注目されるのは、猪鹿を撃った場合はその場所に埋め、売ったり食べたりしてはならないと命じている点である。これまで村人たちは、野山に入り、動物と出合った場合には、たとえ作物を荒らしたり人を襲ったりしなかったとしても、それを害獣として駆除し、食したり売買していたはずである。そうした世間一般の人びとの常識を変革するために、繰り返し何度も丁寧に法令の内容を伝えていくことが必要だったのであろう。



元禄2（1689）年7月21日　生類憐み令請書雛形（No.4721）

なお、馬以外の生類に関して幕府が発令した最初の体系的な法令は、貞享4年4月に捨子や鳥類・畜類の養育、および主無き犬にむやみに食物を与えないよう求める法令である（『御当家令状』485号文書、および『加賀藩史料』第4編）。この法令では、捨子を見つけた場合はすみやかに養育し、鳥類・畜類を傷つけないようにと定め、最後には「犬ばかりに限らず、すべての生類に対して人びとの慈悲の心をもって憐れむことが大事」と教訓している。この法令の最後の言葉に明らかなように、幕府は人びとにあらゆる生類に対する慈悲の心や「いのち」を尊ぶまなざしを根付かせようとしていたことがわかるのである。とはいえ、いまだ人びとの生活が不安定な状況のなかで、慈悲の心を定着させることは、百姓自ら武装して他者を殺傷してはならないと自覚するようになるこ

とと同じくらい、時間と労力が必要となるのであるが。

また、捨子についても、「小島家文書」には関連文書が残されている。捨子は、先に述べたように貞享4年4月の法令の第1条に挙げられるほど、牛馬と同様に幕府の最重要課題であったようで、元禄3(1690)年には単独の法令で周知されている(『寛保』2813・『町触』2691)。「小島家文書」には、年未詳であるが、捨子を発見して届け出た文書や、捨子のその後の扱いを決めるために、大庄屋や各村の庄屋に調査を命じた文書が伝えられている。捨子を発見した場合、貞享4年4月の法令では、役所に届け出ずにその場所の者が養育するように定められていたが、「小島家文書」のなかに残されていた捨子の事例では、捨てられた日と場所が庄屋によって届け出されている(1146)。その上で、報告を受けた役所側は、その捨子が迷子ではなく捨子であると判断するために、周辺村の大庄屋や各村の庄屋に対してその子の年齢・性別や特徴、着物の様子、捨てられた日と場所を知らせ、迷子か捨子かをよく吟味するように命じている(5322)。具体的には、「年ごろ五・六才」の「女子」で、「丸まなこ、鼻低し、頭二・三日以前にそり」、着物は「つづれ(ボロ)着」て、「帯木綿古」いがちゃんと着ている、4月26日に木戸新保に捨て置かれた、などと捨子の特徴が詳細に記され、当該の子が実は迷子の子で、親がいるのではないか、水呑百姓の子で、どこかの奉公人の子でないか、等を調査するように命じ、親が判別する場合には、「捨子捨馬」は禁止であるため、親戚や庄屋も一緒に処罰すると伝えている。

このように、「生類憐み令」というと、とかく犬ばかりに目を取られがちであるが、初期の頃、および江戸以外の場所に残されている文書は、実は犬よりも捨牛馬や捨子の方が主要な問題なのである。実際に、犬についての法令はほとんどが江戸市中に限定され、犬単独の法令が全国法令となったのは、捨牛馬・捨子よりずっと遅れて元禄15(1702)年のことであった(なお、犬関連法が江戸市中に限定された背景には、江戸市中における野犬の横行と、それに害される人間との共存関係や、捨子を我が子として養育したい人びとの増加にともなう捨子の保護という特殊事情があったと指摘されている)。しかも、犬関連法令が綱吉没後に廃止されたのに比べ、捨牛馬・捨子の法令は、綱吉没後にも継承され、江戸時代を通じて捨子・捨牛馬をしないような取り組みや仕組みが整えられていく。江戸時代の人びとは、幕府や藩による「いのち」を尊ぶための様々な取り組みと、自身の家の継承といった生活の安定化を求める世情のなかで、身の回りの生類に対する認識を変えていったと考えられるのである。